

下東条小学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月改定

小野市いじめ等防止条例の基本方針

【基本理念】 いじめ等のない明るく住みよい社会の創造
～あらゆるいじめのないハートフルシティおの～

【基本目標】

いじめ等の実態を知る

いじめ等をなくす人づくり

いじめ等をなくす気運づくり

いじめ等解決の仕組みづくり

【基本課題】

・アンケート調査の実施
・あらゆる機会での情報収集

自己肯定感を育む関係作り

互いの違いを尊重する心を育み
実践する教育の実現

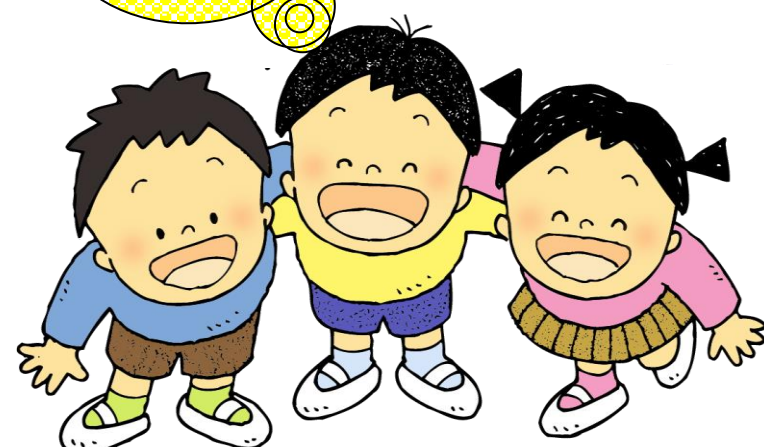
小野市いじめ等防止条例の周知

いじめ等防止の啓発

いじめ等相談体制の強化

関係機関との連携の強化

みんなでつくろう！
いじめのない
誰もが楽しい下東条小学校を



下東条小学校の基本方針

【基本理念】 人権尊重の理念に基づき、下東条小学校のすべての児童が、充実した学校生活を送る

【基本計画】 ◎重点課題

I いじめをうまない土壌づくり、
人づくり(未然防止)

- ①人権教育の充実
- ②道徳教育の充実
- ③体験教育の充実

II 早期発見、早期解決

- ①日々の観察
- ②観察の視点
- ③日記や連絡帳、生活ノートの活用
- ④教育相談(学校カウンセリング)の実施
- ⑤いじめ実態調査アンケート

III 早期の適切な対応

- ①正確な実態把握
- ②指導体制、方針決定
- ③指導・支援
- ④保護者との連携
- ⑤継続した対応

IV ネット上のいじめへの対応

- ①啓発・研修
- ②早期発見と早期対応
- ③関係機関との連携

V いじめ問題に取り組む体制の整備

- ①校内『いじめ防止対策委員会』の設置
- ②いじめ全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施
- ③相談体制やカウンセリング体制の充実

【具体的な取組】

I いじめをうまない土壌づくり、人づくり(未然防止)

- ①すべての教育活動を通して人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。
- ②道徳の授業を通して児童の自己肯定感を高める。
- ③発達段階に応じた体験活動を体系的に展開する。
- ④なかよし班活動の中で協力したり協調したりすることを学習し、人により良く関わる力をつける。
- ⑤『小野市いじめ等防止条例』の周知徹底を図る。
インターネットの使い方のルールやモラルについて啓発を行う。

II 早期発見、早期解決

- ①休み時間や昼休み、放課後等の機会に、子どもたちの様子に目を配り、「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
- ②担任を中心に教職員は、子どもたちが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ③日記や連絡帳、生活ノートを活用する。
- ④定期的な教育相談期間の設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。
- ⑤生活アンケート・定期的ないじめ調査アンケートを実施する。

III 早期の適切な対応

- ①当事者双方、周りの子どもから、個々に聴き取り、記録する。
- ②・教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
※『小野市いじめ等防止条例に係る報告書』を活用する。
・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う指導体制、方針決定。
- ③「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
- ④保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。
- ⑤カウンセラー等を活用し、子どもの心のケアを図る。

IV ネット上のいじめへの対応

- ①ネット使用のルールについて、講習会や授業を行う。
- ②情報通信機器の約束を配布し、学校と家庭とが連携して情報モラルを育成するとともに、児童の様子に目を配り、日記等から交友関係や悩みを把握する。
- ③chromebook使用に合わせて、随時情報モラルの指導を行う。

V いじめ問題に取り組む体制の整備

- ①いじめ防止対策委員会(校長・教頭・生徒指導担当・学年主担・養護教諭・学級担任・関係教諭・部活動顧問・SC(スクールカウンセラー))を設置し、いじめ問題に対する調査、対応、体制作りを行う。※ケースによっては、警察、県教委学校支援チーム、小野市の福祉部局もメンバーに加える。
- ②・いじめ全体指導計画を策定する。
・児童生徒理解に関する研修、指導援助に関する研修を実施する。
・各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。
- ③・スクールカウンセラーを中心とした校内の相談体制づくりを行う。